

宮川水系河川整備計画 (原案)

【大臣管理区間】

平成27年4月

中部地方整備局

目 次

	ページ
第1章 宮川水系の概要	1-1
第1節 流域及び河川の概要	1-1
第1項 流域及び河川の概要	1-1
第2項 治水の沿革	1-3
第3項 利水の沿革	1-5
第4項 河川環境対策の沿革	1-6
第2節 現状と課題	1-7
第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	1-7
第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	1-12
第3項 河川環境の整備と保全に関する事項	1-13
第4項 河川の維持管理に関する事項	1-14
第5項 新しい課題	1-16
第2章 河川整備計画の対象区間及び対象期間	2-1
第1節 河川整備計画の対象区間	2-1
第2節 河川整備計画の対象期間	2-1
第3章 河川整備計画の目標に関する事項	3-1
第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	3-1
(1) 洪水（外水はん濫）対策	3-1
(2) 内水対策	3-1
(3) 高潮対策	3-1
(4) 津波対策	3-1
(5) 危機管理対策	3-2
第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	3-3
第3項 河川環境の整備と保全に関する事項	3-4
(1) 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生	3-4
(2) 良好的な水質の保全	3-4
(3) 良好的な景観の維持・形成	3-4
(4) 人と河川の豊かなふれあいの場の確保	3-5
第4章 河川整備の実施に関する事項	4-1
第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	4-1
第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	4-1
(1) 堤防の整備	4-2
(2) 堤防等の耐震対策	4-3

(3) 河道掘削	4-4
(4) 横断工作物の改築等	4-4
(5) 内水対策	4-4
(6) 危機管理対策	4-5
第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	4-6
第3項 河川環境の整備と保全に関する事項	4-6
(1) 多自然川づくりの推進	4-6
(2) 良好的な自然環境の保全・再生	4-6
(3) 人と河川の豊かなふれあいの場の整備	4-6
(4) 良好的な水質の保全	4-7
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	4-8
第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	4-8
(1) 水文・水理調査	4-8
(2) 河川の測量・調査	4-9
(3) 河道の維持管理	4-9
(4) 堤防の維持管理	4-9
(5) 水門等施設の維持管理	4-10
(6) 水門等施設の老朽化対策	4-10
(7) 許可工作物の適正な維持管理	4-11
(8) 不法行為に対する監督・指導	4-11
(9) 出水時等の危機管理対策	4-12
(10) 水防に関する連携・支援	4-12
(11) 地震及び津波発生時の対応	4-13
第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	4-14
(1) 平常時の流量管理	4-14
(2) 渇水時の対応	4-14
(3) 適正な水利使用の促進	4-14
第3項 河川環境の整備と保全に関する事項	4-15
(1) 河川環境調査	4-15
(2) 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全	4-15
(3) 水質調査及び良好な水質の保全	4-15
(4) 流下物及び投棄物対策	4-15
(5) 良好的な景観の維持	4-16
(6) 河川敷地の適正な利用の促進	4-16
(7) 河川利用の安全対策	4-16
(8) 地域との協働による維持管理の推進	4-16

第1章 宮川水系の概要

第1節 流域及び河川の概要

第1項 流域及び河川の概要

宮川水系は、三重県の南部に位置し、その源を三重県(多気郡大台町)と奈良県(吉野郡上北山村)の県境に位置する日出ヶ岳(標高1,695m)に発し、大杉渓谷を貫流し、中流山間部を東流し、大内山川等の支川を合わせて伊勢平野に出て、河口付近で大湊川を分派し、その後、伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長91km、流域面積920km²の一級河川である。また、支川五十鈴川は、五十鈴川派川を分派し、河口付近で支川の勢田川・大湊川を合わせ、伊勢湾に注いでいる。

宮川の河床勾配は、下流部は、ほぼ水平から1/1000程度の緩勾配であり、中流部は1/1000~1/800程度、上流部は横断施設が連続し1/800~1/200、源流部は渓谷区間がつづき1/200以上の急勾配となっている。

流域の地形は、上流域は概ね紀伊山地によって占められており、日出ヶ岳(標高1,695m)を最高峰に池木屋山(1,396m)、白倉山(1,236m)、迷岳(標高1,309m)といった1,000mを超える標高の山々に囲まれ、深いV字谷を形成している。中流域に入ると河岸段丘が発達し丘陵地形となり、下流域は伊勢平野南端に位置し、はじめは狭い範囲に扇状地を形成しJR参宮線宮川橋付近から河口部にかけて三角州が広がっている。

流域の地質は、中・古生代の三波川帯及び秩父帯に属し、源流部の一部と支川大内山川上流部には四万十帯が分布している。宮川の両岸には第四紀の段丘堆積層、下流の低地には沖積堆積物が広がっている。

流域の気候は、年平均気温は15°C程度で、全体的に温暖な気候を示している。宮川流域の平成6年(2004)~平成25年(2013)までの平均年降水量は、日本屈指の多雨地帯である大台ヶ原を源流にもち、山間部で3,400mm超、平野部で約2,000~2,500mmとなる多雨地帯である。

宮川の流域は、三重県伊勢市、玉城町、度会町、多気町、大紀町、大台町の1市5町かなり、流域の土地利用は、山地等が約88%、宅地等の市街地が約4%、水田や畠地等の農地が約8%となっている。流域の下流部に広がる伊勢平野には、伊勢自動車道、一般国道23号、近鉄山田線、JR参宮線等のこの地方の根幹をなす交通網の拠点があり、これらの整備に伴って海岸地域の工業立地や観光地化が進んでいる。また、古くから伊勢神宮との関わりが深く、伊勢神宮につながる街道や渡し跡が残り、平安時代から伊勢の台所として繁栄した勢田川沿いの問屋街は、歴史的構造物を保存したまちづくりが進められており、宮川右岸の中流部は、過去に築堤された棒堤、周防堤、駿河堤、浅間堤が現存するなど、この地域における社会・経済・文化の基盤を成している。

さらに、源流域は吉野熊野国立公園に指定され、公園内には国指定の天然記念物である

「大杉谷」と呼ばれる渓谷があり、源流域から上流域は、V字谷や河岸段丘を形成しながら流れ、奥伊勢宮川峡県立自然公園に指定される渓流環境、下流域は伊勢志摩国立公園に指定されているなど、豊かな自然環境・河川景観に恵まれている。

源流から粟生頭首工までの上流部のうち、源流部は、多量の雨による侵食で深いV字谷が形成され、大小100もの滝を有し、美しい渓谷美をつくりだしている。「大杉谷」は、上流はブナを主とする落葉広葉樹林、下流は常緑広葉樹林が広がり、本州南部における代表的原生林として極めて貴重であることから、国指定の天然記念物に指定されている。また、国指定の特別天然記念物であるカモシカや県指定の天然記念物であるオオダイガハラサンショウウオ等が生息している。

宮川ダムから粟生頭首工までは、V字谷と河岸段丘が蛇行を繰り返しながら続き、アマゴや国指定の天然記念物であるネコギギが生息している。

粟生頭首工から基準地点岩出までの中流部は、発達した河岸段丘に自然河岸が多く残り、清流を好むアカザやスナヤツメ等が生息している。

基準地点岩出から河口までの下流部は、徐々に川幅が広がり、瀬や淵が連続し、アユの産卵床が形成され、平瀬や早瀬にはオイカワや底生魚のカワヨシノボリ等が生息し、ワンドにはヤリタナゴ等の緩やかな流れを好む魚類が生息している。また、高水敷や河岸にはムクノキやエノキ等の河畔林、水際にはツルヨシ群落やヤナギ林がみられ、水域から河畔林まで多様な水辺環境を利用するゲンジボタルが生息している。

河口部は、水際の塩沼地にヨシ群落が分布し、オオヨシキリ等の繁殖地となっている。

河口付近の干潟には、ヤマトオサガニ等の干潟特有の生物が生息しているとともに、シギ・チドリ類やカモ類等の渡りの中継地となっている。

五十鈴川においては、中流部から下流部ではオイカワやビリンゴ等の魚類が生息するほか、テナガエビ等の甲殻類が生息している。また、河口部ではスズキやヒイラギ等の汽水・内湾性の魚類が多く生息するほか、小規模ではあるものの、干潮時には干潟が出現し、シギ・チドリ類等の鳥類の採餌場となっている。

勢田川は、両岸に護岸が整備されており、ボラ等の魚類、テナガエビ等の甲殻類が生息するほか、河岸には、干潟やツルヨシ群落等がわずかに分布し、セグロセキレイやスズメ等の草地性鳥類の採餌場所や休息場所となっている。

大湊川は、両岸に護岸が整備されており、路傍雑草群落であるヨモギーメドハギ群落がごくわずかに分布するほかは、植生はほとんど見られない。

水質の環境基準は、宮川は全域がAA類型、五十鈴川は河口から宇治橋までがA類型、それより上流がAA類型、勢田川は全域がC類型とされており、BOD75%値は宮川、五十鈴川、勢田川とともに環境基準値を満足している。

日本屈指の清流河川である宮川に対し、勢田川は下水道整備の遅れから環境基準値を上回っていたが、宮川からの導水や下水道普及率の向上等により水質は改善され、平成21年(2009)以降は環境基準値を満足している。

第2項 治水の沿革

宮川の本格的な治水事業は、昭和13年(1938)8月洪水を契機として、三重県が基準地点岩出の計画高水流量を7,600m³/sとし、岩出から下流の中小河川改修工事に着手した。

昭和26年(1951)8月には、昭和13年(1938)8月洪水を対象として、基準地点岩出における基本高水のピーク流量を8,400m³/sとし、洪水調節施設により800m³/sを調節して計画高水流量を7,600m³/sとする計画を策定した。その後、三重県は昭和27年(1952)に本体工事に着手した宮川ダムを昭和32年(1957)に竣工させた。

五十鈴川は、昭和21年(1946)から同23年(1948)にかけて直轄事業として改修工事を実施し、同24年(1949)から三重県において中小河川改修事業として引き続き事業を実施した。勢田川では、昭和45年(1970)から局部改良工事を実施した。

宮川、五十鈴川、勢田川の河口部については、昭和28年(1953)9月台風による被害を受けて高潮対策事業を昭和28年(1953)から同33年(1958)にかけて実施したが、昭和34年(1959)9月の伊勢湾台風による被害を受けたため、伊勢湾高潮対策事業として昭和35年(1960)から同38年(1962)にかけて再度、事業を実施した。その後、昭和49年(1974)7月洪水では、勢田川のはん濫により伊勢市の広域にわたって浸水被害が発生した。この洪水を契機に、昭和50年(1975)4月に一級河川の指定を受け、直轄事業に着手した。昭和51年(1976)4月には、基準地点岩出における基本高水のピーク流量を8,400m³/s、計画高水流量を7,600m³/sとする工事実施基本計画を策定し、平成19年(2007)11月に基準地点岩出における基本高水のピーク流量8,400m³/s、計画高水流量7,600m³/sとする河川整備基本方針を定めた。

また、昭和49年(1974)7月洪水の被害が甚大であった勢田川については、昭和51年(1976)より直轄河川激甚災害対策特別緊急事業が実施され、浚渫や引堤、護岸整備等が行われ、昭和55年(1980)には勢田川防潮水門・排水機場を完成させた。

近年においては、平成16年(2004)9月洪水により、宮川上流部では土砂災害が多発し、大量の土砂が宮川へ流出した。下流部では越水はん濫によって甚大な被害を受けたことから、平成18年(2006)より床上浸水対策特別緊急事業が実施され、築堤及び河道掘削等が行われ、平成24年(2012)に完成した。

表 1.1 主な洪水と洪水被害

年月	気象要因	被害状況
明治 18 年(1885)7 月	-	昼田村(現玉城町)の堤防が切れ8戸 20棟が流出し 19人の溺死者があり、田畠 100 余町歩が河原となった。 (出典: 宮川用水史)
明治 37 年(1904)7 月 10 日	-	暴風雨により日降水量 135.7 mmを記録、県下に大被害を与えた。宮川の出水量明治 18 年來の高点に達した。宮川橋(伊勢市)、船木橋(大台町)、馬瀬橋(伊勢市)等の橋が流出(出典: 宮川用水史)
昭和 13 年(1938)8 月	低気圧	宮川下流、城田村(現伊勢市)、御蔭村(現伊勢市)及び宇治山田市(現伊勢市)付近での堤防決壊による浸水が発生。
昭和 34 年(1959)9 月	台風15号 (伊勢湾台風)	伊勢市で公共施設、人家の被害は激しく、被災者は9万人に達した。(出典: 三重河川国道事務所資料)
昭和 49 年(1974)7 月	台風8号 (七夕災害)	被災家屋数14,149戸、浸水面積3,051ha
昭和 57 年(1982)7 月～8 月	台風10号	被災家屋数 2,527戸、浸水面積 974ha
平成 2 年(1990)9 月	台風19号	被災家屋数 76戸、浸水面積 0.5ha
平成 6 年(1994)9 月	台風26号	被災家屋数 62戸、浸水面積 105ha
平成 10 年(1998)5 月	低気圧	被災家屋数 22戸、浸水面積 3.2ha
平成 16 年(2004)9 月	台風21号	被災家屋数 303戸、浸水面積 174ha
平成 23 年(2011)9 月	台風12号	被災家屋数 196戸、浸水面積 316ha

表 1.2 改修計画の経緯

年	主な計画概要
昭和 26 年(1951)	河川改修計画策定(三重県) 基本高水のピーク流量: 8,400m ³ / s (岩出地点) 計画高水流量: 7,600m ³ / s (岩出地点)
昭和 50 年(1945)	宮川水系を一級水系に指定
昭和 51 年(1946)	工事実施基本計画策定 基本高水のピーク流量: 8,400m ³ / s (岩出地点) 計画高水流量: 7,600m ³ / s (岩出地点)
平成 19 年(2007)	河川整備基本方針策定 基本高水のピーク流量: 8,400m ³ / s (岩出地点) 計画高水流量: 7,600m ³ / s (岩出地点)

第3項 利水の沿革

古くは禊川として伊勢神宮と深い関わりをもち、水運や参拝者の渡しなど、神宮とともに発展してきた宮川は、お伊勢さんの川にふさわしい清冽な河川である一方、河床が低く急流であるという地形的制約のために水利用が困難であり、幾多の干ばつに見舞われてきた他、日本屈指の多雨地帯である大台ヶ原を擁し、度重なる出水にも悩まされるという河川である。

このため、下流域のすべての耕地の用水は、佐奈川・外城田川の小河川やため池、地下水の汲み上げなどに頼る状態であった。特に、宮川下流左岸地区は、耕地に恵まれながらも用水源不足から畠作に限定された農業が営まれてきた。昭和11年(1936)から昭和19年(1944)にかけては干ばつが度重なり、昭和19年(1944)の不足水量は調査の結果7,378,560m³にも達した。加えて、昭和19年(1944)12月の東南海、翌20年(1945)1月の東海と2度にわたる巨大地震が襲い、水利施設の壊滅的な被害と地震とともに地盤沈下が塩害を発生させるという二重の災害に遭遇した。

このような状況を踏まえ、三重県は昭和25年(1950)5月に公布された「国土開発法」に基づき、宮川の水量を治水、かんがい、発電など総合的に利用する「宮川総合開発事業」をまとめた。かんがいでは、伊勢市他5町1ヶ村(当時)の水田に対する用水補給と、畠地かんがいを行うために、5,430町歩にわたるかんがい用水を確保して、補給水(7,500,800m³)を宮川貯水池から放流し、年平均53,194石の増収を図る計画とした。発電では、宮川第一(最大出力24,800kW)、宮川第二(最大出力27,600kW)及び長ヶ(最大出力2,400kW)の合計54,800kWの3発電所を建設し、年間約2億4,400kWhの発電を確保する計画とした。

現在の宮川水系の主な水利用としては、上流部での発電事業が盛んで、昭和28年(1953)に建設された長ヶ発電所をはじめ、宮川第一発電所、第二発電所、第三発電所、大和谷発電所、三瀬谷発電所及び宮川ダム維持放流による発電施設により、総最大使用水量100.5m³/sを利用し、総最大出力86,620kWを発電し、その電力は南勢地区の重要な電力源として供給されている。

農業用水では、「宮川総合開発事業」の計画を受けて、昭和31年(1956)に「国営宮川用水農業水利事業」を着工し、粟生頭首工と導水路、幹線水路などの農業水利施設が昭和41年(1966)に完成し、現在では、粟生頭首工において、最大10.438m³/sを取水し、宮川周辺の1市4町(伊勢市、多気町、明和町、大台町、玉城町)に広がる農地約4700haにかんがい用水として利用している。近年、農業形態の変化に伴う用水不足や施設の老朽化などの問題が生じてきたため、平成7年度(1995)から平成24年度(2012)にかけて「国営宮川用水第二期農業水利事業」として斎宮調整池の新設及び農業用水路の更新を行った。

そのほか、水道用水として、日量約10,000m³を伊勢市に給水している。

第4項 河川環境対策の沿革

宮川の源流域は吉野熊野国立公園、中流域は奥伊勢宮川峡県立公園、五十鈴川流域の大半は伊勢志摩国立公園に指定されている。このように、宮川は、流域の大半を占める豊かな自然環境と源流部の豊富な降水量に支えられ、古くから治水事業や利水事業が行われる中、良好な河川環境が維持されてきた。

河川空間利用を見ると、宮川や五十鈴川は、古くから伊勢神宮にまつわる「お木曳き」などの祭事が行われてきた歴史をもち、特に五十鈴川の宇治橋^{うじばし}周辺は観光名所となってい

る。

また、三重県の名勝に指定された宮川堤は、桜の名所として親しまれている。

地域住民の利用としては、近年、価値観の多様化にともない、河川の有している水と緑のオープンスペースの利用に対する期待が急速に高まったことから、平成2年(1990)3月に「宮川水系河川環境管理基本計画」及び「宮川水系河川空間管理計画」を策定した。現在、高水敷の公園やグラウンド等を中心に年間約35万人(平成21年度(2009))の人が宮川を利用している。平成9年(1997)には、水辺の楽校プロジェクトとして、参宮街道の最後の宿場町であった旧小俣町に宮川の渡しを整備した。

水質については、宮川は、日本屈指の清流を維持しており、平成3年(1991)、平成12年(2000)及び平成14年～16年(2002～2004)、平成18年～23年(2006～2011)に連続して清流日本一となっている。一方、支川の勢田川は、中流部に商業活動・経済活動が盛んな伊勢市の市街地が位置し、生活排水を要因とする水質汚濁から三重県内の水質ワースト1となることがしばしばであった。勢田川の水質浄化の取り組みとしては、平成2年度(1990)から平成5年度(1993)に宮川本川の水を導水する「勢田川浄化第一次事業」が実施され、さらに、平成13年度(2001)から平成18年度(2006)に清流ルネッサンスⅡの事業として川底の浚渫や礫間浄化施設の整備が実施された。また、沿川地域の取り組みとしては、平成13年(2001)に「勢田川の浄化を考える会」が発足し、この会から、市民のボランティアが中心になって活動する「勢田川きれいにプロジェクト(略称SKiP)」が誕生し、水質調査や浄化対策が行われた。これらの活動や宮川からの浄化用水、下水道普及率の向上等により水質は改善され、平成21年(2009)以降はBOD75%値の環境基準(C類型)を満たしている。

宮川流域では、宮川の流量回復のため平成4年(1992)より発電ガイドラインに基づく宮川ダムからの維持流量の放流が開始されている。また、住民・企業・行政が協働して、宮川の流量回復、水質保全や自然環境の保全をしながら地域の活性化を図っていくことを目指し、「宮川流域ルネッサンス協議会」が平成12年(2000)に設立され、流域一体となつた活動が進められている。

第2節 現状と課題

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

宮川では、平成 16 年(2004)9 月の台風 21 号により戦後 2 番目となる流量を記録する洪水が発生し、岩出地点で計画高水位を超えた。旧宮川村では土石流 6 件、地すべり・がけ崩れ 10 件が発生し、下流部の伊勢市では床上浸水や路面冠水等の被害が生じ都市機能が麻痺するなど、死者・行方不明者 7 名、全半壊 33 戸、浸水家屋 270 戸の甚大な被害が生じた。これを契機に、平成 18 年(2006)から床上浸水対策特別緊急事業に着手し、築堤、河道掘削等の改修を実施してきた結果、宮川の下流部の治水安全度は大きく向上した。

しかしながら、治水上の課題として、堤防の高さや厚み、質的安全性が十分ではない区間が残されており、平成 16 年(2004)9 月洪水と同規模の洪水を安全に流下させることは困難となっている。

勢田川では、昭和 49 年(1974)7 月 7 日の台風 8 号及び集中豪雨(七夕豪雨)により、14,149 戸の家屋が浸水する甚大な被害が発生した。これを契機に、宮川水系は昭和 50 年(1975)に一級河川の指定を受け、勢田川では直轄激甚災害対策特別緊急事業により、引堤、河床掘削等の改修と、防潮水門、排水機場の整備が進められ、勢田川の治水安全度は大きく向上した。

しかしながら、治水上の課題として、河積不足及び堤防未整備箇所があるため、勢田川で発生した戦後 2 番目となる昭和 57 年 8 月洪水と同規模の洪水を計画高水位以下で安全に流下させることは困難となっている。

五十鈴川については、河川整備基本方針における計画高水流量に相当する河積断面が確保されており、戦後最大洪水である昭和 49 年(1974)7 月洪水を安全に流下させることが可能となっている。

大湊川については、計画堤防が整備済みとなっている。

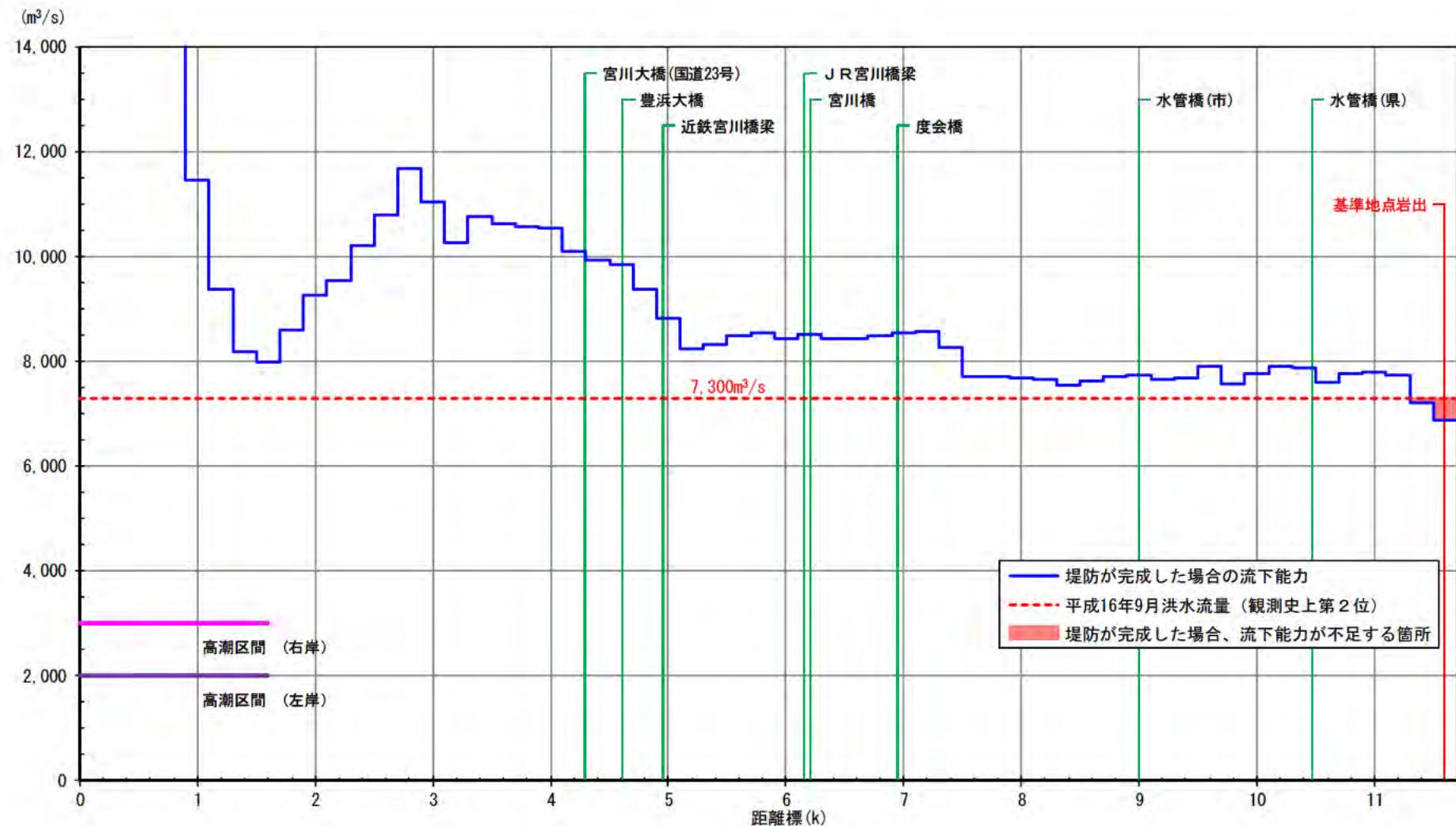
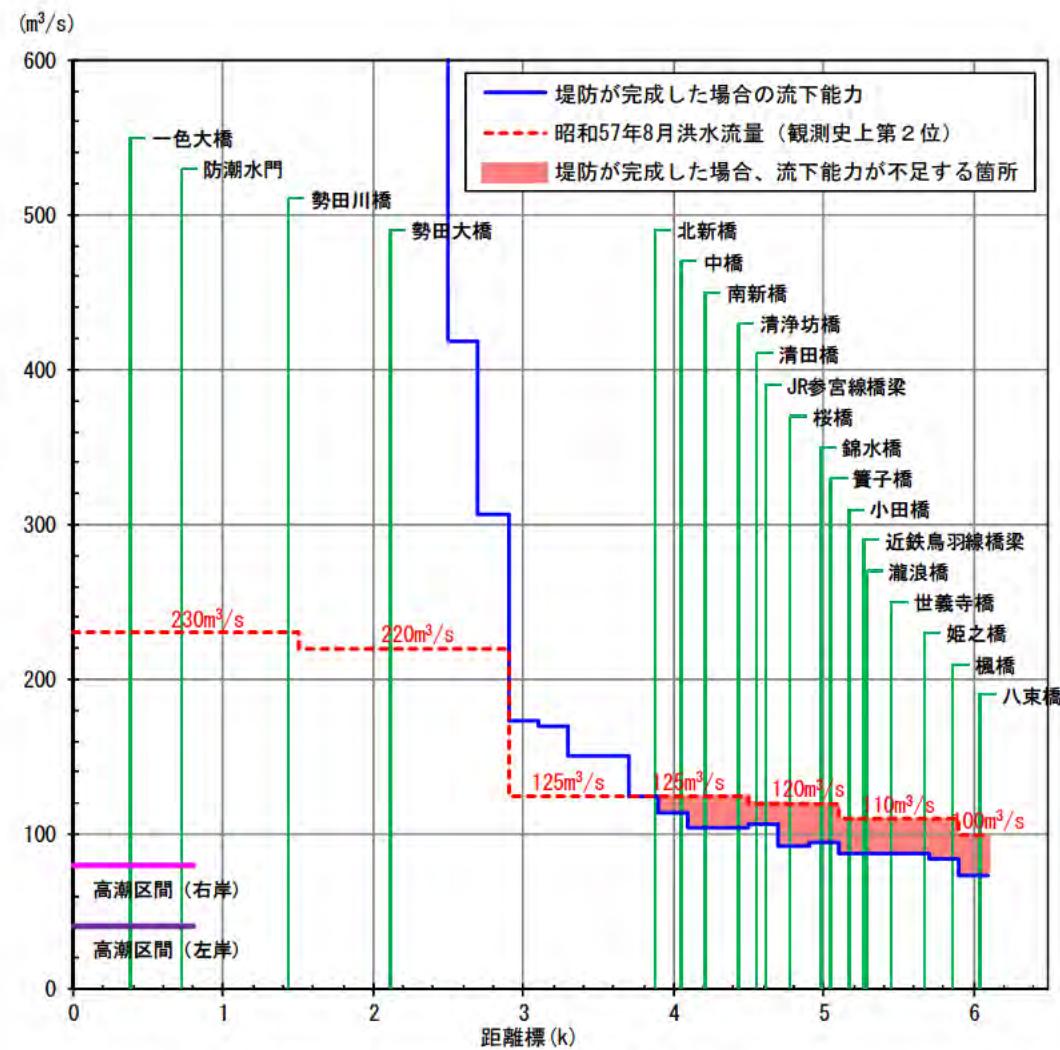
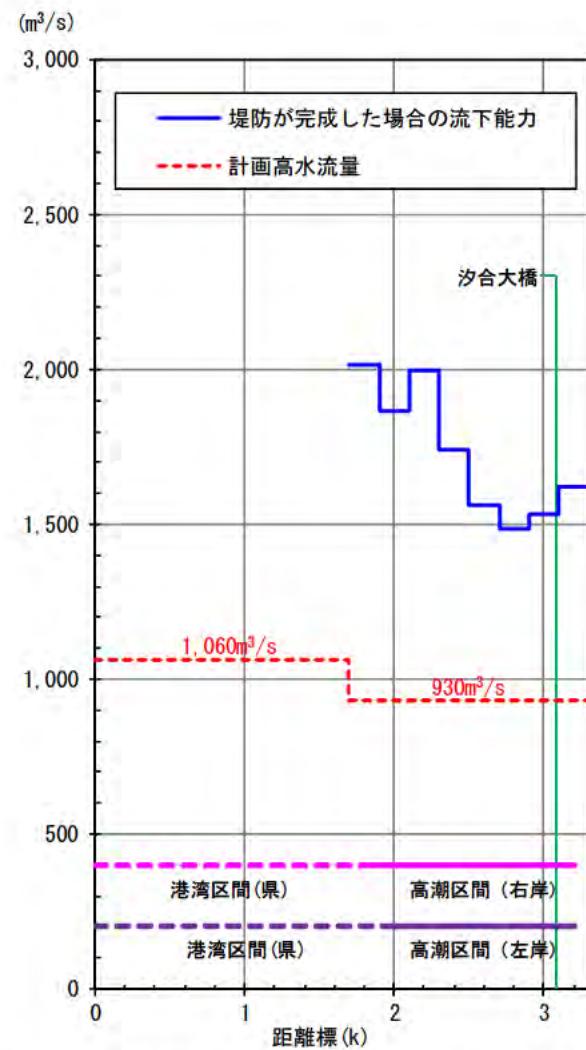


図 1.1 堤防が完成した場合の流下能力（宮川）



平成 25 年(2013)3 月末現在

宮川水系における堤防は、河川管理施設等構造令に基づく構造（以下、「計画堤防断面」という。）で大臣管理区間の約 57%が整備されているものの、堤防の高さや厚みが不足する（以下、「暫定堤防」という。）区間が 43%残されている（平成 26 年（2014）3 月現在）。

洪水による侵食から堤防や河岸を保護するためには、必要高水敷幅が確保されていない区間や水衝部における局所洗掘等に対して、高水敷や護岸の整備が必要である。

堤防の浸透に対する安全性の観点から実施した詳細点検では、浸透に対する安全性を確保するために対策が必要な区間の延長は、点検実施区間の約 32%となっている（平成 26 年（2014）3 月現在）。

大臣管理区間における許可工作物は、樋門・樋管 62 ヶ所、揚排水機場 14 ヶ所、河底横過トンネル 3 ヶ所、伏せ越し 2 ヶ所、橋梁 31 ヶ所、鉄塔 3 ヶ所、その他 6 ヶ所、計 121 施設（平成 26 年（2014）3 月末現在）存在するが、河川管理施設等構造令に適合していない工作物は、橋梁 7 橋（桁下高不足など）となっている。

高潮災害に対する堤防等の整備は、昭和 28 年（1953）9 月の台風 13 号の被害を契機に高潮対策事業を実施したが、昭和 34 年（1959）9 月の伊勢湾台風（台風 15 号）による高潮により、再度被害が発生したため、伊勢湾台風と同規模の台風が満潮時に再来した場合における被害を防止するため、伊勢湾高潮対策事業を実施し、昭和 38 年（1963）に竣工した。しかし、昭和 30 年代に施工された高潮堤防は、老朽化が進んでおり適切な維持管理が必要となっている。

地震・津波への対応としては、「東南海・南海地震」発生時の想定津波高は、宮川の高潮堤防高を下回るが、基礎地盤の液状化による堤防の変形や沈下による二次被害の防止対策を実施する必要がある。

内水被害に対しては、昭和 49 年（1974）7 月の七夕災害等による被害を踏まえ、低平地における排水強化を図るため直轄排水機場 2 機を整備している。しかし、必要な能力が確保されていないため、排水機場の増強が必要である。

表 1.3 堤防延長一覧表

河川名	大臣管理区間延長(km)	計画堤防断面		暫定堤防		不必要区間延長(km)
		延長(km)	率(%)	延長(km)	率(%)	
宮川	11.6	12.8	56	9.9	44	1.3
五十鈴川	3.2	1.4	67	0.7	33	0.0
勢田川	6.1	6.0	51	5.7	49	0.0
大湊川	1.7	1.9	100	0.0	0	0.0
合計	22.6	22.0	57	16.3	43	1.3
						39.6

平成 26 年(2014)3 月末現在

注) 暫定堤防: 堤防の高さ又は堤防幅が不足している堤防
不必要区間: 山付きなどで堤防整備の必要がない区間

表 1.4 堤防詳細点検結果

水系名	点検が必要な区間 A(km)	点検済み区間 B(km)	必要区間にに対する割合 B/A	堤防強化が必要な区間 C(km)	点検済み区間にに対する割合 C/B
宮川	21.4	21.4	100%	6.8 (8.0)	32%

※()書きは対策済み区間を含んだ延長

平成 26 年(2014)3 月末現在

表 1.5 大臣管理区間の橋梁

河川名	橋梁数	桁下高不足*など
宮川	8	5(62.5%)
五十鈴川	1	0(0.0%)
勢田川	20	1(5.0%)
大湊川	2	1(50.0%)
合計	31	7(22.6%)

※橋の桁下クリアランスが余裕高未満 平成 26 年(2014)3 月末現在

表 1.6 揚排水機場一覧

河川名	施設名	位置	完成	排水量(m ³ /s)	
				将来計画	現況
宮川	勢田川浄化揚水機場	右岸 7.4k 付近	H5	1.0	1.0
勢田川	勢田川排水機場	左岸 0.6k+125m	S55	45.0	45.0
勢田川	桧尻川排水機場	左岸 2.8k+154m	(H19)**	19.5	11.5

※()書きは暫定

平成 26 年(2014)3 月末現在

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

宮川水系における河川の利用については、現在の水利権量（最大取水量）は、全体で約120m³/sであり、その内訳は発電用水が82.8%、農業用水が17.0%、水道用水が0.1%、その他が0.1%となっている。

農業用水として国営事業宮川用水（S41 完成）が、多気郡大台町に設置している栗生頭首工において最大10.438m³/sを取水し、宮川周辺の1市4町（伊勢市、多気町、明和町、大台町、玉城町）に広がる耕地約4,700haにかんがいしている他、136件の農業用水があるが、そのほとんどが宮川用水に集約されている。

水道用水として、日量約10,000m³を伊勢市に給水している他、その他用水として、0.064m³/sが砂利洗浄等に用いられている。

宮川水系における最大の水利用は発電用水であり、上流部での発電事業において、最大約100m³/sを利用し、総最大出力8.7万kWを発電し、その電力は南勢地区の重要な電力源として供給されている。このうちの24m³/sが流域外の熊野灘へ放流されているが、発電ガイドラインに基づく宮川ダムからの維持流量の回復のための放流が平成4年（1992）より開始されている。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量（正常流量）については、平成19年（2007）年11月に策定した「宮川水系河川整備基本方針」において、岩出地点で4月～5月及び9月16日～12月は概ね6m³/s、それ以外の時期は概ね4m³/sと定められているが、過去37年間（昭和51（1976）～平成24年（2014））における岩出地点の10年に1回程度の規模の渇水流量は約2.2m³/sであり、設定値を大きく下回っている。このため、魚類の生息のために必要な流量が確保されていない状況となっている。

宮川水系における渇水の状況として、近年では平成17年（2005）、平成19年（2007）、平成23年（2011）、平成25年（2013）に取水制限を実施しており、特に被害の大きかった平成17年（2005）渇水での取水制限率は、農業用水45%、水道用水10%に及ぶなど、近年、渇水が多発している。

宮川水系において渇水対策が必要となる恐れのある場合には、河川管理者、ダム管理者、水利使用者により構成される「宮川渇水調整協議会」を設置し、渇水調整を行っている。

このような状況の中、流域の関係機関が協働して、宮川の水資源・環境・地域振興の問題に対して検討するために「宮川流域ルネッサンス委員会」が平成9年発足された。同委員会の取り組みの一つとして、適正な水利用を進め水量の確保を図るため、既存ダムの発電用水から流量回復放流を行う運用ルールを定めるなど既存施設を有効活用した流量回復に向けた検討を行っている。

第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

宮川は、日本有数の多雨地帯を源流域に持ち、V字谷や河岸段丘、扇状地を形成しながら流下する河川特性を反映し、多様な動植物が生息・生育・繁殖する河川環境が形成されている。

源流域から上流域は、V字谷や河岸段丘を形成しながら流れ、奥伊勢宮川峡県立自然公園に指定される渓流環境となっており、県指定の天然記念物であるオオダイガハラサンショウウオや国指定の天然記念物であるネコギギが生息している。

中流域は、発達した河岸段丘に自然河岸が多く残り、大きな蛇行に伴って瀬渦が形成され、清流を好むアカザやスナヤツメ等が生息する。

下流域では、イカルチドリなどの生息場となる砂礫河原や、アユなどの産卵場となる瀬、タナゴ類などが生息するワンドが形成されている。下流域の中でも河口部には干潟が形成されており、ナガミノオニシバやヨシなどが塩性湿地に生育し、シギ・チドリ類が渡りの中継地として飛来する。

河川の連続性を見ると、河口から約40kmの栗生頭首工まで横断工作物はなく、縦断的連続性が維持されている。

近年は、宮川にも、オオクチバス等の外来生物が確認されており、ヤリタナゴをはじめとした在来のタナゴ類等、在来種への影響が懸念される。

河川空間の利用については、宮川は、古くから伊勢神宮との関わりが深く交通の要衝であったことから、渡し跡などの史跡や名勝が沿川に多い。また、お花見や花火大会の他、伊勢神宮の式年遷宮行事「お木曳き」なども行われ、歴史・文化を感じさせる川となっている。

伊勢市街地に隣接する度会橋より下流では、高水敷に河川公園やグラウンドが整備され、年間を通じて多くの市民の方に利用されている。また、多様な自然環境を活用した環境学習の場として水辺の楽校等の整備が望まれている。

勢田川では、江戸時代に繁栄した水運の歴史を活用し、街並みや川の駅や海の駅の整備が進められており、今後も周辺地域と調和した川づくりを進めていく必要がある。一方、プレジャーボート等の不法係留が問題となっているため、「勢田川等水面利用対策協議会」において関係機関と一体となり、不法係留船対策を行っている。

宮川の河川水質は、我が国屈指の清流として、今後も地域一体となって良好な水質を保全していくことが必要である。環境基準を満足していなかった勢田川の水質は、宮川からの導水や下水道の普及により、平成21年以降、環境基準値を満足しているが、さらなる水質の浄化が望まれており、市民と行政が一体となった浄化の取り組みとして平成15年(2003)8月より「勢田川きれいにプロジェクト(SKIP)」、平成20年(2008)より「伊勢市水環境連絡調整会議」の活動を行っており、今後も継続していく必要がある。

第4項 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理は、災害の発生防止又は軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全など目的に応じた管理、日常や洪水時の管理、河川管理施設の種類に応じた管理など広範、多岐にわたっている。これらを効果的・効率的に維持管理する必要がある。

宮川水系の大川管理区間延長は22.6km(平成26年(2014)3月現在)である。堤防等は、繰り返される降雨・浸透、洪水・地震等自然現象や車両乗り入れ等の人為的行為の影響を受けて、沈下・ひび割れ、構造物周辺の空洞化等の変状が不規則に発生し、放置すると変状を拡大させ、大規模な損傷になり、洪水時には損傷箇所からの漏水等により堤防が決壊する恐れがある。

堤防等の異常・損傷箇所の早期発見のために、河川巡視等の日常的な実施や、適切な頻度での堤防除草等の実施により、必要に応じ適切な補修を実施している。

堤防等については、出水期の前後には詳細な点検を行うほか、出水時、地震時においても速やかに河川巡視、点検を行い、被害状況等の早期把握に努めている。

また、堤防上の兼用道路の延長は約15kmあり、河川区域内への不法投棄の一因にもなっている。

河川管理施設は、水門2箇所、樋門・樋管8箇所、揚排水機場3箇所、陸閘8箇所等(平成26年(2014)3月現在)がある。今後は設置後長期間を超過した施設が増加することにより河川管理施設の老朽化の懸念がある。また、施設操作に関しては、操作規則等に基づき適切に操作を行っているが、洪水、高潮、津波等が発生した場合のバックアップ機能の強化や操作員の安全確保の観点から、必要に応じ遠隔操作化や自動化等を進めていく必要がある。

河道は、出水による土砂堆積により流下能力の阻害や河岸の侵食が発生した場合は、適宜維持管理を行っている。また、必要に応じて樹木伐開をしているが、今後、洪水の流下等に支障が生じないよう適切に管理していく必要がある。

宮川水系では、正確で迅速な情報を提供するため、雨量観測所10箇所、水位・流量観測所5箇所、河川監視用カメラ(CCTV)29箇所(樋門・樋管監視カメラ含む)、光ケーブル約21.8km等の各種機器を設置し観測を行っている(平成25年(2013)3月現在)。これらから得られる情報は、治水・利水・環境計画の立案や低水管理、ダム・堰・水門等河川管理施設の操作、洪水予測、水防活動等に重要なものであり、維持更新を適切に行うとともに、ICTを活用した技術の導入等により効率的な運用を行っている。

洪水による被害軽減のため、防災拠点等に盛土材や大型コンクリートブロック、大型土のう袋等の水防資材を備蓄している。

また、許可工作物である道路橋や鉄道橋等には、桁下高不足や径間長不足などによる河川^か積阻害や橋梁の根入れ不足等の河川管理施設等構造令等の技術的な基準に適合していないものがある。特に、洪水の安全な流下を著しく阻害している橋梁については、施設管理者

との協議を進め、施設の更新・改築が必要である。洪水時に漏水や構造物の損傷が起きないように、日頃から施設の管理状況について把握する必要がある。

これらの許可施設については、今後も継続的に、施設管理者による点検を促すとともに、河川管理者も施設管理者と合同での定期的な確認や河川巡視による確認を実施し、適切な補修等の指導をしていく必要がある。

洪水時に、河道や樋門・樋管等に堆積した流木等の流下物の処理については、洪水の疎通や、施設の機能に支障とならないよう、適宜除去を行っている。

河川内には、大型ゴミや空き缶、空き瓶等の不法投棄が多く、特に、平成13年(2001)4月の家電リサイクル法の施行後、家電リサイクル品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)の不法投棄が増加傾向にある。このため、今後とも関係機関と連携して管理を適切に実施するとともに、清掃美化活動「川と海のクリーン大作戦」や「勢田川七夕大そうじ」、住民との協働による「河川愛護モニター制度」等により地域の人々の河川に対する愛護精神を啓発している。

危機管理対策については、洪水、津波、高潮等による被害の防止及び軽減を図るため、県、市町等の関係機関と「宮川洪水予報連絡会」、「宮川災害対応連絡会」等に基づき、迅速な情報伝達を行うことが必要である。また、堤防の越水や破堤などによる甚大な被害が発生する恐れがある場合は、排水機場の運転調整を行う必要がある。加えて、計画規模を超える洪水や高潮に対しても即応できる仕組みの構築が必要である。水防管理団体は、2団体存在し、約600人の団員が活動している(宮川水系直轄区間、平成21年(2009)3月現在)。団員の減少や高齢化、水防意識の希薄化などが課題で、強化育成が必要である。

雨量・水位情報、上流ダムの情報は、洪水時等の非常時において、迅速かつ的確に情報を関係機関と共有できる体制の構築が必要である。さらに、流域住民が避難を判断しやすい情報の提供のため、地方公共団体への洪水ハザードマップの作成支援を行う必要がある。

宮川水系では、年間平均して2~3件の水質事故が発生している。水質事故が発生した場合、汚濁源情報の把握、情報連絡体制の迅速化に努める必要がある。そのため、水質自動監視装置により、異変をいち早く検知するとともに、「三重四水系水質保全連絡協議会」を設置して、情報連絡体制の充実、水質事故対策マニュアルに基づく下流への拡散防止対策を実施している。

流水管理については、河川流況やダムの貯水量等の情報を提供するとともに、主な利水者からは、取水量等の情報を集める等の低水管理を実施している。渇水時の対応として、渇水情報を提供するとともにダムの枯渇の恐れが生じる場合に「宮川渇水調整協議会」を設置し、水利用の調整等を行っている。

また、河川利用などによる水難事故が増大しているため、「安全な河川敷地利用連絡協議会」により関係機関と連携・調整し、被害の拡大防止に努めている。

地域と連携した取り組みについては、美化活動などを通じて地域との連携、協働による

川づくりへの取り組みや仕組みの確立が必要である。

第5項 新しい課題

第1項から第4項で記載している現状と課題のほかに、地球温暖化に伴う地球規模の気候変動と海面上昇といった課題が生じている。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次報告書では、21世紀までに世界平均気温が0.3～4.8°C上昇、世界平均海面水位は0.26～0.82m上昇する可能性が高いこと、中緯度陸地などで極端な降水がより強く頻繁となる可能性が非常に高いことなどが示された。こうした課題に対して、河川が受ける影響を解析し、リスクを軽減する方策が求められている。

治水面では、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後さらに、大雨や短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量などの増加により、施設の能力を上回る外力による水災害が頻発するとともに、施設の能力を大幅に上回る外力により極めて大規模な水災害が発生する懸念が高まっている。このため比較的発生頻度の高い外力に対して、これまで進めてきている堤防等の整備を引き続き着実に進めるとともに、これらの施設の機能を確実に発揮させるよう適切に維持管理・更新を行うことで、水災害の発生を着実に防止することを目指す。

また、施設が整備途上である場合はもちろんのこと、整備完了後であっても、常にその能力を上回る外力が発生する危険性があり、このような外力に対しては、できる限り被害を軽減する対策に取り組むことが重要である。

特に施設の能力を大幅に上回る外力に対して、最悪の事態を想定し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が、主体的にかつ広域的に連携して、ソフト対策に重点を置いて対応することにより、一人でも多くの命を守り、社会経済に壊滅的な被害を回避することが必要である。

また、利水面では、年間降水量の変動幅が拡大し、渇水が頻発するなどの懸念も指摘されていることから、社会経済活動に深刻な打撃を与えるような取水制限を回避するため、渇水時における対策の推進が必要となっている。一方、適切な水利用を進めるために、水利用実態の把握と水循環系の科学的検討を深め、健全化を進めることが求められている。

加えて、地球温暖化に伴う動植物の生息・生育・繁殖環境の変化や森林などの植生変化も宮川の河川環境と関係するため、関係機関と調整・連携しつつ、その変化のモニタリングと河川へ与える影響の学術的知見を積み重ねていくことが求められている。

さらに、宮川流域は東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、地震と洪水とが重なって発生する場合の想定や、中央防災会議で検討されている「南海トラフの巨大地震モデル」を踏まえ、最大クラスの地震・津波に対しては住民の避難を軸とした総合的な津波対策を含めた河川管理のあり方、その対策も求められている。

第2章 河川整備計画の対象区間及び対象期間

第1節 河川整備計画の対象区間

宮川水系河川整備計画【大臣管理区間】(以下、「本計画」という。)の計画対象区間は、以下の区間とする。

表 2.1 宮川水系河川整備計画（大臣管理区間）の計画対象区間

河川名	上流端	下流端	区間延長(km)
宮川	左岸：三重県度会郡玉城町岩出 字新田町 991 番地先 右岸：伊勢市佐八町字土之野 461 番地先	河口	11.6
五十鈴川	伊勢市一色町字馬道 137 番地の 1 地先 の国道橋(汐合大橋)	河口	3.2
勢田川	朝川の合流点	五十鈴川への合流点	6.1
大湊川	宮川からの分派点	五十鈴川への合流点	1.7
	合計		22.6

注) 地名は告示に基づく現在の地名

第2節 河川整備計画の対象期間

本計画の計画対象期間は、概ね 30 年間とする。

なお、本計画は現時点の流域の社会経済状況や水害の発生状況、河道の状況、河川環境の状況等を前提としているものであり、これらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行う。

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

洪水、津波、高潮による災害の発生の防止及び軽減に関する目標は、過去の水害の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況など、宮川水系の治水対策として計画対象期間内に達成すべき整備水準、河川整備基本方針で定めた最終目標に向けた段階的な整備などを含めて総合的に勘案し、以下のとおりとする。

(1) 洪水（外水はん濫）対策

洪水対策に関しては、河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流の治水安全度のバランス等を確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水はん濫による災害の発生の防止又は軽減を図ることを目標とする。本計画に定める河川整備を実施することで、宮川は平成16年(2004)9月洪水（戦後2番目）と同規模の洪水に対して、家屋等の浸水被害の防止を図ることが可能となり、勢田川は昭和57年(1982)8月洪水（戦後2番目）と同規模の洪水に対して、家屋等の浸水被害の防止を図ることが可能となる。なお、五十鈴川は計画高水流量に相当する河道断面が確保されており、戦後最大洪水である昭和49年7月洪水が流下可能であることから、これを維持する。

(2) 内水対策

内水対策に関しては、必要に応じて排水ポンプを整備し、家屋浸水被害の防止または軽減を図ることを目標とする。

なお、内水被害の状況や背後地の状況変化等により新たに内水対策の必要性が高まった地区等については、内水の発生要因及びその処理方策について調査検討を行い、関係機関と連携・調整し、必要に応じて内水対策を実施する。

(3) 高潮対策

高潮対策に関しては、本計画に定める河川整備を実施することで、昭和34年(1959)9月に発生した伊勢湾台風と同規模の台風が再来した場合に、高潮による災害の発生を防止することを目標とする。

(4) 津波対策

津波対策に関しては、本計画に定める河川整備を実施することで、対象地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動が発生した場合においても河川管理施設の必要な機能を確保し、計画津波水位に対して海岸における防御と一体となって津波による浸水被害の防止を図ることを目標とする。

(5) 危機管理対策

計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合、整備途上において施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合、さらに大規模地震による津波とともに、大規模地震直後に洪水や高潮に見舞われた場合の被害をできるだけ軽減するために必要な危機管理対策を実施する。

表 3.1 河川整備計画において目標とする流量と河道配分流量

河川名	地点名	目標流量	洪水調節施設による洪水調節量	河道整備流量 (河道の整備で対応する流量)	備考
宮川	岩出	7,800m ³ /s	500m ³ /s	7,300m ³ /s	平成16年(2004)9月洪水規模
五十鈴川	中村	740m ³ /s	0m ³ /s	740m ³ /s	—
勢田川	神社	230m ³ /s	0m ³ /s	230m ³ /s	昭和57年(1982)8月洪水規模

単位 : m³/s

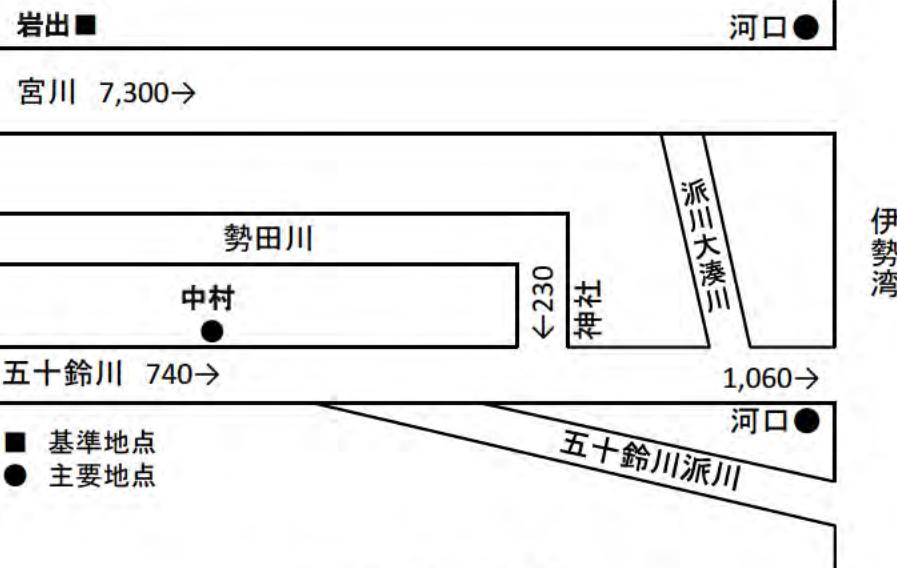


図 3.1 整備計画流量図

表 3.2 主な地点における計画高水位及び川幅一覧

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位 T.P.※1(m)	川幅(m)
宮川	岩出	11.6	13.56	330
	河口	0.0	2.50	1,510
五十鈴川	中村	8.7	8.57	100
	河口	0.0	2.50※2	370

※1 T.P. : 東京湾中等潮位

※2 計画高潮位

表 3.3 計画高潮堤防高一覧

河川名	計画高潮位 ^{※1} T. P. ^{※2} (m)	打上げ波高 ^{※3} (m)	余裕高 (m)	計画堤防高 T. P. ^{※2} (m)	高潮区間
宮川	2.49	2.50	0.01	5.00	0.0k~1.6k
五十鈴川	2.49	1.50	0.01	4.00	1.8k~3.0k
勢田川	2.49	1.50	0.01	4.00	0.0k~0.8k
大湊川	2.49	0.50	0.01	3.10	0.0k~1.4k

※1 計画高潮位=台風期（7月～10月）の平均満潮位0.79m+伊勢湾台風時の最大偏差1.70m

※2 T. P. : 東京湾中等潮位

※3 打上げ波高は伊勢湾等高潮対策協議会（昭和34年）で決定

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標は、水利用実態を考慮し、景観や動植物の生息・生育環境等の保全に努め、水利権の適正な見直し等により、河川の適正な利用を図るとともに、関係機関と調整・連携して、合理的な水利用の推進や既存施設の有効活用に向けた検討を進める。これにより、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の一部を回復するように努める。

第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生

宮川には、広葉樹からなる河畔林、瀬淵のある流れやワンド・たまりといった緩流域環境、砂礫河原、河口部の干潟や塩性湿地といった環境に重要種を含む多様な生物が生息・生育・繁殖している。これらの多様な動植物の生息・生育・繁殖環境について、経過監視により環境の変化を把握し、その保全を図る。

具体的な内容は以下のとおりとする。

- ・宮川や五十鈴川の河口部において、シギ、チドリ類の渡り鳥の中継地となる干潟、オオヨシキリ等の繁殖地となるヨシ原を含む塩性湿地について、定期的に地形変化や鳥類の利用状況等に関するモニタリング等を行い、保全を図る。
- ・下流部において、アユ等の生息場、産卵場として機能する連続する瀬・淵環境について、定期的に地形変化や魚類の利用状況等に関するモニタリング等を行い、保全を図る。
- ・タナゴ類が利用するワンド・たまりについて、定期的に地形変化や魚類の利用状況等に関するモニタリング等を行い、保全・再生を図る。
- ・チドリ類が利用する砂礫河原について、定期的に出水による変動状況や鳥類の利用状況、植生の侵入状況等に関するモニタリング等を行い、保全を図る。
- ・広葉樹林は、治水との調整を図りながら生物生息環境の保全に配慮する。
- ・河川環境に影響を与える外来種等については、定期的なモニタリングにより、継続的に把握・監視を行っていく。
- ・縦断的連続性が確保され、アユ等が支障なく宮川を移動できる環境の維持を図っていく。

(2) 良好的な水質の保全

我が国屈指の清流として、良好な河川水質の維持のために、関係機関との連携・調整を図るとともに、経過監視等による水質の保全を図る。

また、水生生物調査等の活動を通じて、地域住民への水質についての啓発を行う。

勢田川については、下水道等の関係機関と連携しながら、勢田川の水質に対する啓発を行い、地域の理解・協力をもって連携を図りながら水質浄化の取り組みを実施し、さらなる水質改善を目指す。

(3) 良好的な景観の維持・形成

豊かな流れに起因する大きな蛇行や、アユ産卵場として機能する瀬・淵、渡り鳥の中継地となる河口部の干潟等、既存の良好な景観について治水との整合を図りながら維持形成を図る。

また、宮川堤においては、堤防整備の影響を最小限にし、桜並木の保全を図る。

(4) 人と河川の豊かなふれあいの場の確保

宮川への関心を高めるために、宮川堤などの憩いの場や交流の場として利用される親水施設を通じて、地域住民との連携を図り、河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図る。

また、参宮のための渡し跡や式年遷宮のための多くの行事が行われるなど、伊勢神宮との深い関わりのある川として、その歴史や文化にまつわる空間の保全を図る。

勢田川等においては、現在進められている河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図る。

第4章 河川整備の実施に関する事項

河川整備に当たっては、「洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」というそれぞれの目標が調和しながら達成されるよう、上下流バランスを考慮するとともに、流域の遊水機能の適切な確保、風土や景観、親水、動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮するなど、総合的な視点で順応的・段階的な整備を行う。

さらに、緊急性に配慮しながら、費用と河川整備により得られる効果・影響を考慮して計画的に河川整備を進めるとともに、調査・計画・施工・維持管理の一連の行為について、P D C Aサイクルの体系を構築し、維持管理で得られた知見を調査・計画にフィードバックし、効率的かつ、環境や維持管理に配慮した河川整備の実施に努める。さらに、掘削土等の発生材のリサイクルやコスト縮減に努める。

加えて、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関との情報の共有を図りつつ実施する。

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減のための河川整備については、流域の土地利用状況の変化の把握や流域や河道のモニタリングを実施しつつ、河川整備計画の目標流量の流下時に家屋等の浸水被害を防止するため、水位低下対策や堤防強化対策を実施する。

河川整備の実施にあたっては、近年の浸水被害の発生状況、改修の進捗状況、上下流バランスを考慮して実施する。

さらに、地震・津波対策として、堤防及び構造物の耐震対策を実施する。

(1) 堤防の整備

河川整備計画の目標流量流下時に家屋等の浸水被害を防止するため、高さや厚みが不足する堤防の整備を実施する。整備に当たっては、上下流のバランス、堤防の左右岸バランス等を考慮し、安全度の低下する区間が生じないよう留意する。

堤防の浸透に対する安全性の確保については、浸透に対する詳細点検結果を踏まえ対策を実施する。実施にあたっては、決壊による被害ポテンシャル等を総合的に評価するなど優先度を検討しながら対策を実施する。

また、堤防整備や老朽化などに伴い改修が必要な樋門・樋管等については本川と支川の連続性の確保に配慮しながら、施設管理者と連携・調整し改築を行う。

表 4.1 堤防整備（嵩上げ・腹付）に係る施行の場所

河川名	施工場所		機能の概要	
宮川	左岸	伊勢市樋原町～磯町	1.6k～4.6k 付近	堤防整備による堤体強化
		伊勢市磯町～小俣町元町	4.6k～5.4k 付近	堤防整備による堤体強化
		伊勢市小俣町元町	5.4k～5.8k 付近	堤防整備による堤体強化
		伊勢市小俣町元町～小俣町宮前	5.9k～6.2k 付近	堤防整備による堤体強化
		伊勢市小俣町宮前	6.2k～6.9k 付近	堤防整備による堤体強化
		伊勢市中須町～度会郡玉城町昼田	8.9k～9.8k 付近	堤防整備による堤体強化
		度会郡玉城町昼田	9.8k～10.0k 付近	堤防整備による堤体強化
		度会郡玉城町昼田～玉城町岩出	10.4k～10.8k 付近	堤防整備による堤体強化
		度会郡玉城町岩出	10.8k～11.5k 付近	堤防整備による堤体強化
	右岸	伊勢市御園町小林	1.7k～2.2k 付近	堤防整備による堤体強化
		伊勢市御園町上條～磯町	2.6k～3.2k 付近	堤防整備による堤体強化
		伊勢市御園町長屋	3.4k～3.8k 付近	堤防整備による堤体強化
		伊勢市御園町長屋～御園町高向	3.9k～4.2k 付近	堤防整備による堤体強化
		伊勢市御園町高向	4.2k～4.6k 付近	堤防整備による堤体強化
		伊勢市御園町高向～中島	4.6k～7.2k 付近	堤防整備による堤体強化
勢田川	左岸	伊勢市吹上	4.6k 付近	堤防整備による堤体強化
	右岸	伊勢市神久	4.6k 付近	堤防整備による堤体強化

※現時点における主な施工の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

表 4.2 堤防強化（侵食対策）に係る施行の場所

河川名		施行場所		機能の概要
宮川	左岸	伊勢市樅原町～磯町	1.6k～3.3k 付近	低水護岸による堤防防護
		伊勢市樅原町～磯町	1.6k～3.9k 付近	高水護岸による堤防防護
		伊勢市磯町～小俣町元町	4.4k～5.9k 付近	高水護岸による堤防防護
		伊勢市小俣町宮前～川端町	6.2k～7.3k 付近	高水護岸による堤防防護
	右岸	伊勢市御園町小林～御園町上條	1.7k～2.2k 付近	低水護岸による堤防防護
		伊勢市宮川2丁目	6.2k～6.6k 付近	低水護岸による堤防防護
		伊勢市御園町小林～御園町上條	1.7k～2.2k 付近	高水護岸による堤防防護
		伊勢市御園町上條～磯町	2.6k～3.2k 付近	高水護岸による堤防防護
		伊勢市御園町高向～宮川2丁目	5.9k～6.2k 付近	高水護岸による堤防防護

※現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

表 4.3 堤防強化（浸透対策）に係る施行の場所

河川名		施行場所		機能の概要
宮川	左岸	伊勢市磯町～磯町	2.7k～3.7k 付近	浸透破壊防止
		伊勢市小俣町元町～小俣町宮前	5.3k～6.2k 付近	浸透破壊防止
	右岸	伊勢市御園町長屋～御園町高向	3.8k～4.8k 付近	浸透破壊防止
		伊勢市中島	7.0k～7.2k 付近	浸透破壊防止

※現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

(2) 堤防等の耐震対策

発生が危惧される大規模地震等では基礎地盤の液状化等により堤防の沈下、崩壊、ひび割れ等が生じた場合、浸水による二次災害及び津波による被害の恐れがある。そのため、浸水による二次災害及び津波による被害の恐れがある以下の箇所については、耐震対策を実施する。

表 4.4 耐震対策に係る施行の場所

河川名		施行場所		機能の概要
大湊川	左岸	伊勢市大湊町	0.4k～1.4k	耐震対策による堤体基盤強化
	右岸	伊勢市大湊町	0.8k～1.0k 1.3k～1.4k	耐震対策による堤体基盤強化

※現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況・津波想定の状況等により、必要に応じて変更することがある。

(3) 河道掘削

目標洪水発生時に家屋等の浸水被害を防止するために必要な河道断面積が確保されていないことから、水位低下対策として河道掘削を実施する。

勢田川では、勢田川橋(1.4k)から八束橋(6.0k)にかけて河道掘削を行う。なお、掘削土は堤防整備や関係機関と調整による有効活用の推進に努める。

表 4.5 水位低下（河道掘削）に係る施行の場所

河川名		施行場所		機能の概要	
勢田川	左右岸河床	伊勢市田尻町～ 伊勢市岡本	1.4k～6.0k 付近	流下断面増大による流下能力向上	

※現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

(4) 横断工作物の改築等

河川整備計画の目標流量を安全に流下させるため、洪水の流下に著しく阻害となっている橋梁のうち、堤防整備と一体となって実施する必要がある橋梁について、施設管理者と連携、調整し改築を実施する。

表 4.6 水位低下（橋梁部拡幅）に係る施行の場所

河川名	橋梁名	施設管理者	施行の場所		機能の概要
勢田川	JR 参宮線	JR 東海	伊勢市吹上	4.6k 付近	改築等による流下能力向上

※現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

(5) 内水対策

内水対策としては、家屋浸水被害を防止するため、河道整備により外水位の低下を図るとともに、必要な排水ポンプの整備等を実施する。

また、内水被害の状況や背後地の状況変化等により新たに対策の必要性が高まった地区等については、発生要因及びその処理方策について調査検討を行い、関係機関と連携・調整し、必要に応じて内水対策を実施する。

表 4.7 内水対策（ポンプ増強）に係る施行の場所

河川名	施設名	位置	排水量(m ³ /s)		機能の概要
			将来計画	現況	
勢田川	桧尻川排水機場	左岸 2.8k+154m	19.5	11.5	ポンプ増強

(6) 危機管理対策

計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合や、整備途上での施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合、また大規模地震による津波とともに、大規模地震の直後に洪水や高潮に見舞われた場合の被害を軽減するため、既存施設を活用しながら、ソフト・ハード一体となった総合的な被害軽減対策を自助・共助・公助の精神のもと関係機関や地域住民等と連携して推進する。加えて克災[※]の理念のもと、迅速な復旧までを想定した危機管理対策を推進する。

※克災：災害に立ち向かい克服する姿勢

① 河川防災拠点等の整備

洪水、津波、高潮等による被害の軽減及び被災時の復旧・復興に要する期間を極力短くするため、関係自治体と調整・連携し、情報の収集・伝達、災害復旧活動の拠点となる河川防災拠点を整備するとともに、水防活動に利用するための備蓄土砂を確保するため第二種側帯等を整備する。また、水防倉庫を関係機関と連携して整備するとともに、水防資機材を常備する。

② 広域防災ネットワークの構築

洪水、津波、高潮等による被災時の迅速な復旧・復興に資するため、緊急車両や復旧資材の運搬路等として堤防天端に設けた管理用通路の機能強化を図るとともに、関係機関と連携・調整を図りながら堤防道路や高規格幹線道路等を含めた広域防災ネットワークの構築を図る。

③ 情報伝達体制の充実

洪水、津波、高潮等による被害の未然防止及び軽減を図るため、地方自治体などの関係機関と連携して情報収集、伝達等を実施するとともに、地域住民の防災意識の向上を図る。

また、河川内の利用者に対しては、迅速な避難が可能となるよう関係機関と調整の上、必要に応じ避難誘導に資する施設を整備する。

④ 河川情報システムの整備

河川監視用カメラの画像や雨量・水位等の防災情報は、関係機関に迅速かつ的確に伝達し、周辺住民の避難誘導や水防活動等への対応に活用するとともに、自治体を通じて住民にも提供し、地域住民や河川利用者の自主的な避難の判断等に資する情報である。このため、重要度の高い箇所にカメラ、光ケーブル、通信設備等の整備を進める。

また、河川情報システムは、気象台、県及び関係自治体と調整・連携して関係情報の収集、共有に努める。さらにIT技術を活用した情報の高度化を図り、河川管理施設の操作、増水時の河川状況の監視等洪水時の河川管理に活用する。

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

流水の正常な機能を維持するため、水利秩序に配慮しつつ、用途間をまたがる水の転用として宮川ダムの洪水調節容量の一部を用いた不特定補給等の合理的な水利用について関係機関と調整・連携して検討を進める。これにより、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の一部を回復するよう努める。

第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 多自然川づくりの推進

宮川の河川整備及び維持管理にあたっては、治水上の安全性を確保しつつ、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」を推進する。

また、河川水辺の国勢調査の結果を計画に反映しながら、地域住民や関係機関と連携して、宮川とその周辺の良好な河川環境の維持・保全・創出に努める。

(2) 良好な自然環境の保全・再生

多様な生態系を育む地域の環境に寄与する川づくりを推進する。

また、外来種の侵入や、流入水がなく水が滞留しているたまりの環境を改善し、タナゴ類等の生息環境の再生に努める。

(3) 人と河川の豊かなふれあいの場の整備

① 河川利用の推進

レクリエーション、身近な自然との触れ合い、憩いの場として活用される現状の河川空間を維持し、地域住民の利活用の促進を図るため、宮川堤や渡し跡などの歴史的遺産や、ラブリバー公園、宮川堤公園などの親水施設を活用し、地域住民との連携や宮川の上下流との交流を創出する場となる水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図る。また、現状の自然を活かしつつ、子供たちが環境学習の場として利用できるような水辺の楽校の整備を行う。勢田川では、河川空間とまちの融合が図られた、良好なかわまちづくりに向けて、地域と一体となって河川利用を推進する。

民間事業者による河川敷のイベント広場やオープンカフェ等への利用制度等を拡充し、河川管理者として「地域づくりのためのフォローアップ」を積極的に支援する。

② 良好な景観の維持・形成

大きな蛇行と瀬や淵が連続する河川景観や、渡り鳥の中継地として利用されている河

口部干渉などの宮川を特徴づける河川景観の保全に努めるとともに、沿川の市街地における憩いの場である水辺の景観の維持・形成に努める。さらに、宮川堤桜づつみなどの良好な景観の保全を図るとともに、「三重県景観計画」や「伊勢市景観計画」等の地域の景観計画との整合を図り、良好な景観の維持、創出に努める。

また、勢田川においては、現在進められている河川空間とまちの融合が図られた、良好なかわまちづくりを推進し、歴史的な街並みと一体となった魅力のある良好な景観の維持、創出に努める。

(4) 良好な水質の保全

我が国屈指の宮川の清流を維持するため、今後も関係機関との連携・調整を図るとともに、地域一体となった取り組みにより、良好な水質の保全を図る。

勢田川については、浄化導水事業を継続するとともに、下水道整備事業とも連携して、流入する汚濁負荷量の削減に努め、さらなる水質改善を目指す。

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理は、災害の発生の防止又は軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全という目的に応じた管理、平常時から洪水時での河川の状態に応じた管理、堤防や水門といった河川管理施設の種類に応じた管理というように、その内容は広範・多岐にわたるため、宮川の河川特性を踏まえ計画的に河川の維持管理を行えるよう、概ね5年間を計画対象期間とする「宮川河川維持管理計画」を策定し、適切な河川の維持管理に努めている。また、平常時より河川や河川管理施設について継続的・定期的に水文・水質調査や河道縦横断測量等の調査、河川巡視を行い状況を把握し、年度ごとに実施内容や点検頻度を定め、計画的な河川管理施設の修繕等を実施している。今後は、その結果を基に河川の状態を評価し、維持管理計画を見直し、サイクル型維持管理を継続して行う。また、河川管理施設の老朽化対策を効率的に進めるため、施設状況等のデータ蓄積を図り、計画的かつ戦略的な維持管理・更新を行う。なお、河川の維持管理を行うに当たっては、新技術の開発や活用の可能性を検討するとともに、ライフサイクルコストの縮減に努める。

災害の発生の防止又は軽減のために、平常時から、河川管理施設等を監視・点検し、その機能を維持するとともに、整備途上での施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合を含め、万が一災害が発生したとしても被害を最小化するよう危機管理対策を実施する。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持のために、水量、水質の現状や渇水状況を把握し、関係機関と連携し調整等を行う。

河川環境の保全のために、水環境や自然環境に配慮した維持管理を行う。

これらは相互に関連しており、一体不可分のものとして、地域住民や関係機関等と連携を図りながら、適切な維持管理を実施する。

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 水文・水理調査

宮川の流水に関する定期的な観測項目としては、雨量・水位・流量観測、水質調査が行われている。現状の流水の状態を把握し、治水・利水計画の検討、洪水時の水防活動、維持流量検討、河川環境の整備と保全のための基礎データの収集を行う。

特に、リアルタイムの水位観測は、洪水時の避難勧告等に関わる情報であり、社会的影響が大きいため正確で確実な観測を行う必要がある。このため、観測施設、機器を定期的に点検をする。

(2) 河川の測量・調査

現況河道の流下能力、河床の変動状況を把握するため、定期的に縦横断測量等を実施する。

また、大きな河床変動が生じる大規模な出水があった場合等を目安にして縦横断測量等を実施する。また、河川の縦横断形を現況と大きく変えた場合や、ダム・堰等の横断工作物を新たに設置した場合等、河床の変動が大きくなると想定される区間では、より高い頻度で実施する。築堤直後や地盤沈下等により堤防高の変化が考えられる箇所については縦横断測量の範囲、密度の設定を考慮する。河口部では、河口テラスの形状を把握するため、河口より沖合についても必要な範囲で測量を実施する。

(3) 河道の維持管理

① 河床・河岸の維持管理

洪水等により河道内に堆積した土砂が洪水の流下等に支障となる場合には、瀬・淵等や動植物の生息・生育・繁殖環境等、水際部の多様性などの河川環境に及ぼす影響に配慮し、掘削土砂撤去等の適切な措置を講じる。特に宮川の3kから5k区間の河道については、やや堆積傾向にあること、近鉄宮川鉄橋の桁下高が低いこと、さらには背後地に資産が集中していることから、適切に河道変化を監視し、流下能力の維持に努める。

床上浸水対策特別緊急事業の河道掘削区間についても、土砂の堆積状況に考慮し、総合的な土砂管理の観点で、河床変動状況等について継続的にモニタリングを行い適切な河道の維持に努める。

また、宮川には耕作地等の堤外民地として利用されている高水敷もあることから、治水上支障となる場合は適切な指導を行う。

② 樹木の維持管理

河道内の樹木の繁茂による河積阻害や洪水時の河川管理施設への影響等を防止するため、河川巡視等により樹木の繁茂の状況を監視し、河川環境への影響も考慮した上で必要に応じ伐開等を行う。

伐開した樹木の処理にあたっては、コスト縮減を踏まえながら有効活用を図り、環境負荷の低減に努める。

(4) 堤防の維持管理

① 堤防の維持管理

堤防や護岸の沈下、損傷状況や構造物周辺の空洞化等堤防の変状を適切に把握し、必要に応じて所要の対策を講じていく。また、河川巡視や水防活動が円滑に行えるよう、管理用通路を適正に維持管理する。

② 堤防除草

堤防点検、あるいは河川の状態把握の環境整備として堤防除草を行う。堤防の機能を低下させるクラック等の変状がみられた場合には、原因を調査し、必要な対策を実施する。除草後の刈草の処理については、リサイクルやコスト縮減に努める。

表 4.8 堤防維持管理に係る施行の場所

河川名	堤防の維持管理の延長 (km)
宮川	22.7
五十鈴川	2.1
勢田川	11.7
大湊川	1.9
合計	38.3

平成26年(2014)3月現在

注) 堤防不必要区間を含まない

(5) 水門等施設の維持管理

水門等の河川管理施設について、平常時は、定期的な点検・整備による構造、機能、強度等の確保を図る。洪水、高潮等の出水時には、操作規則等に基づき円滑かつ適切な施設操作を実施する。

これら施設を操作する操作員に対し、施設の機能や操作等について講習会や訓練を実施する。洪水、高潮等が発生した場合のバックアップ機能の強化や操作員等の安全性の確保の観点から、必要に応じ遠隔操作化や自動化を進める。

雨量観測所、水位観測所、水質観測所、CCTVカメラ、光ファイバー等の維持管理機器は、常に最適な状態で観測できるよう保守点検・整備を行うとともに、情報一元化による管理の効率化の実施に努める。

危機管理施設となる防災拠点については、平常時は貴重なオープンスペースとなることから、市町や地域と連携し、適正な利用を促進するとともに、災害発生時の活用のために適切な維持管理を実施する。

出水等により河川管理施設が損傷した場合には、速やかな復旧を実施する。

(6) 水門等施設の老朽化対策

河川管理施設の経年劣化が進み機能低下が生じた場合には、診断を行い、補修・更新を行う。なお、施設更新にあたっては、施設の信頼性の向上や長寿命化に向け計画的に部品の修理・交換及び施設の補修・更新を実施する。

表 4.9 維持管理（主な河川管理施設）に係る施行の場所

種別	河川名		施行の場所		施設名
水門	宮川	左岸	伊勢市	5.2k+118.0m	汁谷水門
	勢田川	—	伊勢市	0.6k+125.0m	勢田川防潮水門
樋門・樋管	宮川	右岸	伊勢市	0.2k+50.4m	大湊排水樋門
		右岸	伊勢市	8.0k+80.7m	清水川排水樋門
		右岸	伊勢市	8.8k+16.7m	亀谷郡川排水樋門
		右岸	伊勢市	9.2k+109.7m	大倉川排水樋門
		右岸	伊勢市	10.0k+55.5m	小田古川排水樋門
排水機場	勢田川	右岸	伊勢市	1.4k+5.0m	通排水樋管
		左岸	伊勢市	2.8k+153.9m	桧尻川排水機場樋管
	五十鈴川	右岸	伊勢市	2.8k+18.0m	西新田排水樋管
	勢田川	右岸	伊勢市	7.4k	勢田川浄化揚水機場
		左岸	伊勢市	0.6k+125.1m	勢田川排水機場
閘門	勢田川	右岸	伊勢市	0.6k+125.0m	閘門（勢田川防潮水門）
陸閘	勢田川	左岸	伊勢市	0.6k+230.0m	田尻陸閘
		左岸	伊勢市	0.6k+76.0m	田尻第2陸閘

注) 現時点における施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

(7) 許可工作物の適正な維持管理

橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、老朽化等により機能や洪水時の操作に支障が生じるおそれがあるため、施設管理者と合同で定期的に確認を行うことにより、施設の管理状況を把握し、定められた許可条件に基づき施設を良好な状態に保つよう、許可工作物の施設管理者に対し、技術的基準を踏まえた適切な指導や法に基づく権限の行使に努めていく。

(8) 不法行為に対する監督・指導

不法占用等については、違反行為の是正・適正化を行うよう関係機関と調整・連携して取り組む。

また、河口部の不法係留船については、洪水時の流下阻害といった治水上の問題や河川の自由使用の阻害といった河川利用上の問題となっていることから、伊勢市、三重県（港湾管理者）、海上保安庁、警察署等からなる協議会を設け、関係機関と一体となって不法係留船対策の促進を図る。

(9) 出水時等の危機管理対策

宮川は昭和 50 年(1975)4 月に「水防警報河川」に指定されていることから、出水時における水防活動の指示の判断に資するため、水防管理団体等へ適切かつ迅速に水防警報の発表を行う。

また、平成 12 年(2000)3 月に「洪水予報河川」に指定されており、市町の速やかな避難勧告等の発令に資するよう、津地方気象台と共同で作成する洪水予報を迅速かつ確実に発表し、洪水被害の防止及び軽減に努める。

これらの情報発信にあたっては、平常時に洪水対応演習等を実施することにより、水防管理団体や関係機関への迅速な情報伝達に努めていくとともに、報道機関等と連携を図り、地域住民への分かりやすい情報提供に努めていく。

出水時には河川巡視等により堤防等の河川管理施設における異常の早期発見に努める。重要水防箇所や老朽化した施設については重点的な点検を行い、特に浸透・侵食に関する監視の強化を図る。

また、漏水や河岸の侵食、堤体の亀裂等により堤防の安全性が損なわれる等、河川管理施設の損傷を発見した場合には、速やかに市町へ情報連絡するとともに必要な対策を実施する。なお、迅速な対策が行えるよう水防管理団体が行う水防活動等との連携を図るとともに、平常時より所要の資機材の確保等に努める。

(10) 水防に関する連携・支援

水害による被害軽減のため、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防活動に協力する。水防管理団体や関係機関、河川管理者が連携し、出水期前に重要水防箇所の合同巡視や情報伝達訓練、水防技術講習会、水防訓練等を実施し、水防上特に注意を要する箇所の周知や水防技術の習得を図り、水防活動時の水防団員の安全確保を促すとともに、水防活動に関する理解と関心を高め、洪水等に備える。また、住民の防災意識の向上のため、過去の災害の経験、知識を生かした啓発活動を推進するとともに、地域住民、学校、企業等が災害に対する意識を高め、洪水時等に自主的かつ適切な行動がとれるよう、ハザードマップを活用した避難訓練等の取り組みに対して必要な支援・協力を図る。また、多様な主体の参画による水防体制の一層の充実を図るために水防協力団体制度等の普及に努める。

また、災害情報普及支援室を窓口として、市町の地域防災計画に定められた浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成する避難確保計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置に関する技術的な助言等の支援を行い、地域の水防力の向上を図る。

広域的な災害等が発生した場合は、所有する排水ポンプ車や照明車、災害対策本部車等により、各地方自治体への積極的な災害支援を実施する。

さらに、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸水した水の排除のほか、高度の機

機力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動（特定緊急水防活動）を行う。

(11) 地震及び津波発生時の対応

地震及び津波災害の発生時には、気象庁や県・市と連携し、CCTV カメラ等を活用して情報の収集及び伝達を適切に実施する。

管内で一定規模以上の地震が発生した場合には、安全性に十分留意しつつ、河川管理施設等の状況把握、異常の早期発見のために巡視・点検を実施することで二次災害の防止を図る。また、津波に対する操作が伴う水門等の河川管理施設については、津波発生時に操作員の安全性を確保するとともに、迅速、確実な操作により被害の軽減に努める。

さらに、平常時より地震を想定した被災状況等の情報収集・情報伝達手段を確保するほか、大規模地震を想定した訓練を実施する等、迅速な巡視・点検並びに円滑な災害復旧作業に向け、大規模地震を想定した訓練を実施する等、関係機関との連携体制の強化を図る。

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(1) 平常時の流量管理

河川環境の保全や既得用水の取水の安定化、流水の正常な機能を維持するため、関係機関と連携しながら河川水量・水質の監視を行うとともに取水状況の把握を行う。

(2) 渇水時の対応

宮川ダムの貯水量が低減、あるいは河川流量が低減するなどして、渇水となる恐れのある場合には、宮川渇水対策本部を設置し、渇水時の河川環境への影響調査を実施するとともに、節水や水利調整を円滑に進められるよう、関係機関及び地域住民に対し、雨量、流量、水質等の積極的な情報提供を行う。また、渇水時の被害を最小限に抑えるため、関係機関と調整・連携し、水利使用者による「宮川渇水調整協議会」の相互の調整に基づいた水利調整を図る。

さらに、流域の関係機関で組織している「宮川流域ルネッサンス事業」等への協力を通じて、水利使用者・地域住民へ節水に関する啓発活動を行い、関係機関や地域住民と一体となった取り組みを進める。

(3) 適正な水利使用の促進

河川の適正な利用を図るため、許可水利権については、水利権の更新時に使用水量の実態や給水人口の動向、受益面積や営農形態等の変化を踏まえて水利権の見直しを適正に行うとともに、慣行水利権については、取水実態の把握に努め、取水施設の改築等の各種事業実施の機会を捉えるなど、積極的に許可水利権化を進める。

第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河川環境調査

宮川の良好な動植物の生息・生育・繁殖環境の現状や経年変化を把握するため、「河川水辺の国勢調査」等の環境調査を定期的に継続して実施する。

また、河川工事の実施箇所においては、必要に応じて学識経験者等の意見を聞きながらモニタリング調査等を行う。

(2) 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

動植物の生息・生育・繁殖の場の保全については、河口部特有の生物の生息・生育・繁殖環境である干潟及び塩性湿地、下流部において、アユなどの産卵場となる瀬、タナゴ類などの生息場となるワンド、宮川の特徴的な砂礫河原、河畔林について、地形変化や生物の生息状況を定期的にモニタリングしながら、保全・再生を図っていく。

また、河川環境に影響を与える外来種については、定期的なモニタリングにより継続的に把握・監視を行っていく。

(3) 水質調査及び良好な水質の保全

日々の河川巡視、定期的な水質調査により河川の水質を継続して監視する。また、インターネット等を活用し広く情報提供を行ない水質改善を啓発するとともに、宮川流域ルネッサンス協議会などと連携し、流域一体となった水質の保全を図る。

有害物質等の河川への流入は河川環境や取水に著しい障害を発生させる。このような水質事故の被害を最小限に食い止めるため、日常の河川巡視や地域住民からの情報の収集等、地域と一体となった取り組みを強化する。さらに、「三重四水系水質保全連絡協議会」において関係機関と連携し、訓練や知識習得を継続的に実施するなど水質事故対策の技術向上を図る。また、所要の水質事故対策資機材の備蓄を行う。

水質事故発生時には、「三重四水系水質保全連絡協議会」を構成する関係機関と調整・連携し、被害状況及び原因等の情報の迅速な伝達と的確な対策を行い、被害の拡大防止を図る。

(4) 流下物及び投棄物対策

洪水時の河道の流下阻害となる流木・ゴミ等の流下物は、適切に除去する。流木処分は有効活用やリサイクル等の推進に努める。

また、洪水時に流出するゴミや流草木、不法投棄されたゴミ等の処理は、河川環境への影響を低減するため、地域住民や自治体等関係機関と連携し、速やかな撤去処分に努める。また、河川監視用カメラ(CCTV)の設置、河川巡視の強化等により監視体制の強化を図り、不法投棄マップの作成や看板設置等により不法投棄に対する地域住民への啓発活動を実施するとともに、必要に応じて車両の進入を阻止するなど、不法投棄の解消のため必要な取り組みを進める。

(5) 良好な景観の維持

宮川水系を特徴づける自然景観や地域の歴史的・文化的な背景を踏まえ、河川が本来有する良好な河川景観が維持・形成されるよう努める。

河川敷地の占用や工作物の設置等の許可に際しては、本計画や「三重県景観計画」、「伊勢市景観計画」等の地域の景観計画との整合を図り、良好な景観の維持・形成に努める。また、周辺景観との調和を図るため、必要に応じて周辺景観の誘導・規制等について関係機関と調整していく。

(6) 河川敷地の適正な利用の促進

沿川に存在する史跡やまち並みと調和した水辺空間を保全・活用し、「宮川水系河川環境管理基本計画」、「宮川水系河川空間管理計画」におけるゾーニングなどを踏まえ、地域住民や関係機関などと連携し、バランスのとれた自然環境の保全と河川空間の適正な保全・利用を図る。

さらに、河川利用マナー向上、マナー遵守の啓発等、河川空間利用の向上を図るとともに、必要に応じて河川利用者とのルールづくりなどの取り組みにより、適正な河川利用の推進を図る。

(7) 河川利用の安全対策

河川の安全な利用の向上を目指して、危険箇所の把握、解消及び注意喚起等に努めるとともに、「三重四川安全な河川敷地利用のための協議会」を構成する関係機関と調整・連携し対策を実施する。

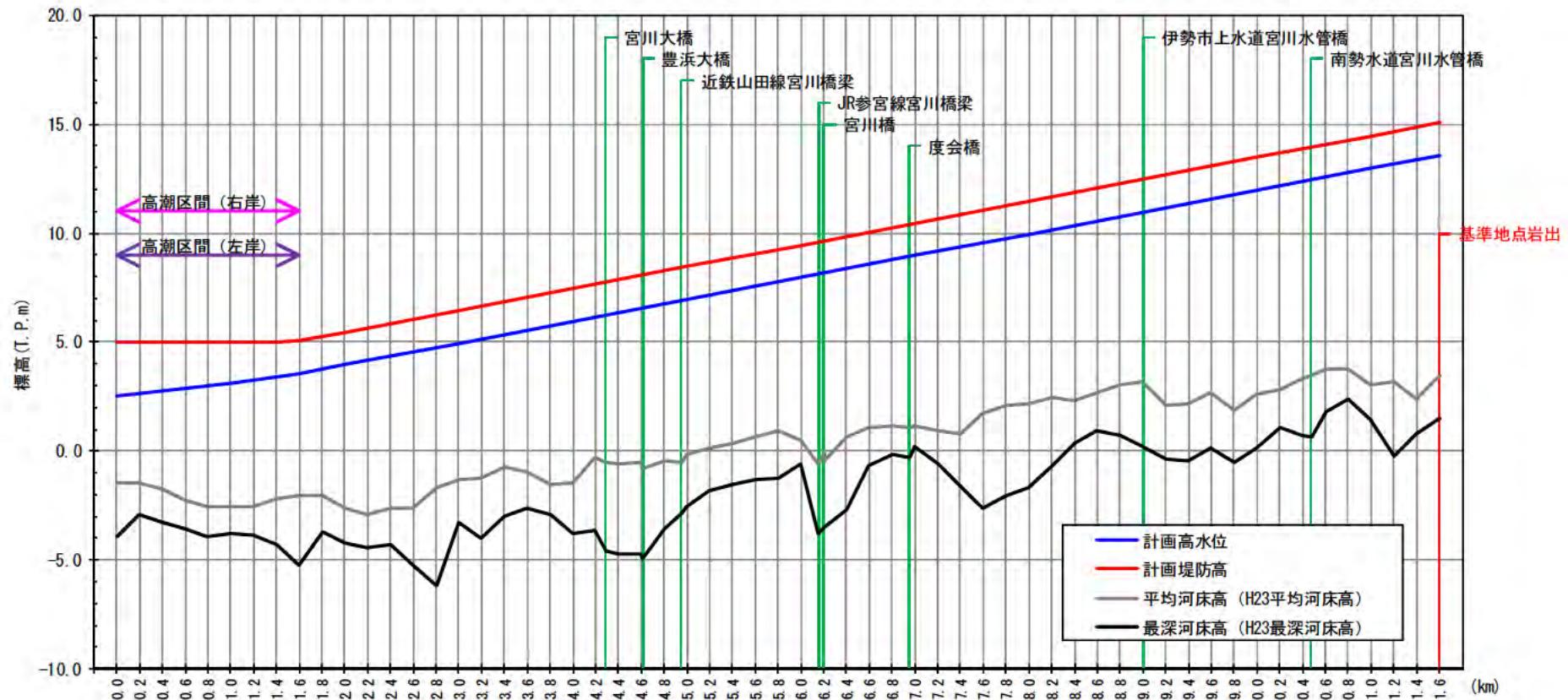
また、河川は、増水時には急激な水位上昇や速い流れが発生するなど、様々な危険性が内在している。安全な河川敷利用・水面利用の推進にあたっては、河川利用者一人一人が、安全利用のための留意事項、危険を回避する手段等を認識した上で利用することが重要であり、河川利用者等への啓発活動の推進に努める。

(8) 地域との協働による維持管理の推進

流域の豊かな自然環境を保全しつつ、より良い河川環境を実現していくため、水生生物調査などの環境教育や自然体験を通して、地域住民が身近な自然である宮川に親しむための活動を地域住民やNPOなどの関係機関と一体となって実施する。また、宮川流域ルネッサンス協議会とも連携した取り組みを推進する。

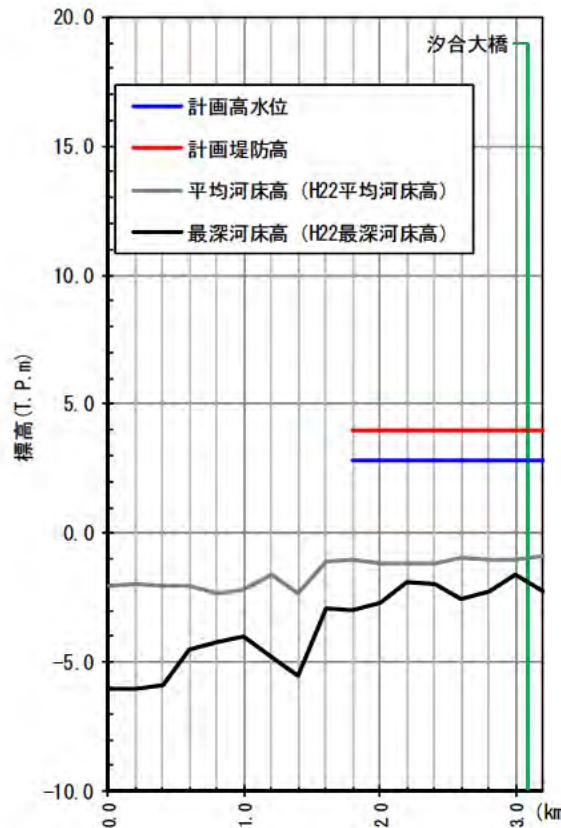
流域沿川に暮らす地域住民が宮川に誇りや親しみを持ち、より良い河川環境を実現していくため、河川愛護団体等とのパートナーシップを確立するとともに、河川愛護団体や地域住民等との協働による河川清掃活動や、河川利用者に対する河川愛護啓発活動など地域住民等の自主的な参画による活動を促進し、地域と一体となった河川管理を推進する。

計 画 諸 元 縦 斷 図
(宮川、五十鈴川、勢田川、大湊川)

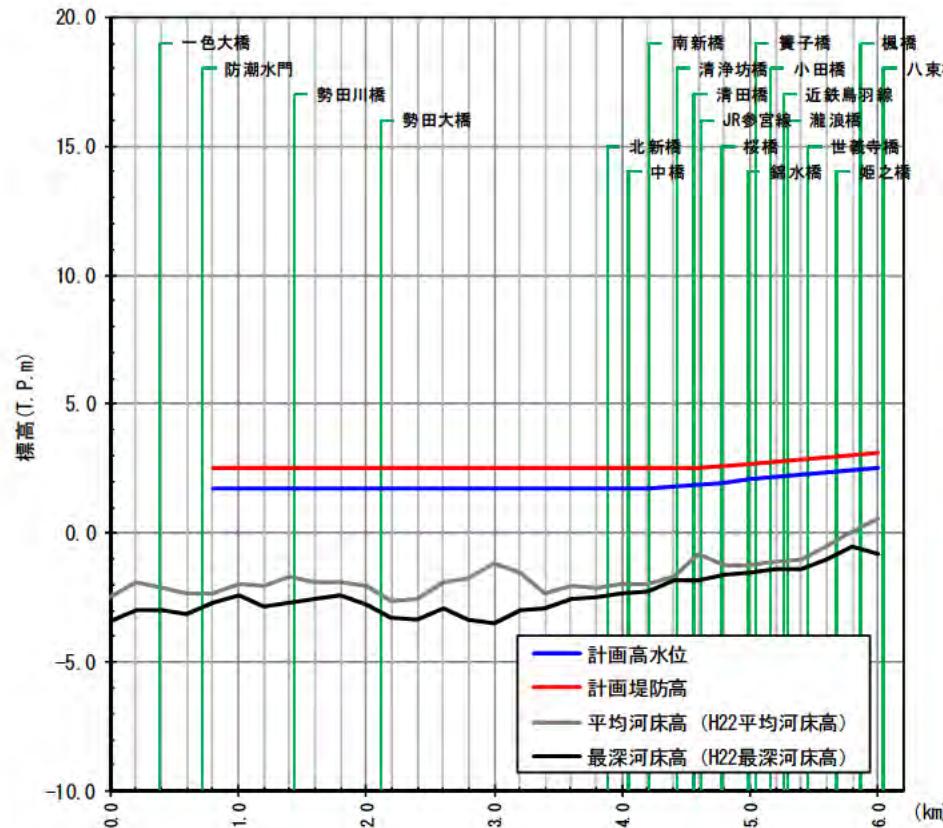


距离桩号	累加距离	计面高水位	HWL 勾配	计面 堤防高	平均 河床高	最高 河床高	最高 河床高
0.00	0.00	2.50		5.00	-1.43	-3.86	
1.00	1.00	3.13		5.00	-2.57	-3.76	
1.40	1.40	3.38		5.00	-2.15	-4.31	
1.60	1.60	3.56		5.06	-2.04	-5.27	
2.00	2.00	3.96		5.46	-2.60	-4.22	
3.00	3.00	4.96		6.46	-1.31	-3.30	
4.00	4.00	5.96		7.46	-1.43	-3.79	
5.00	5.00	6.96		8.46	-0.19	-2.56	
6.00	6.00	7.96		9.46	0.48	-0.58	
7.00	7.00	8.96		10.46	1.18	0.21	
8.00	8.00	9.96		11.46	2.16	-1.69	
9.00	9.00	10.96		12.46	3.22	0.23	
10.00	10.00	11.96		13.46	2.62	0.12	
11.00	11.00	12.96		14.46	3.07	1.46	
11.60	11.60	13.56		15.06	3.51	1.51	

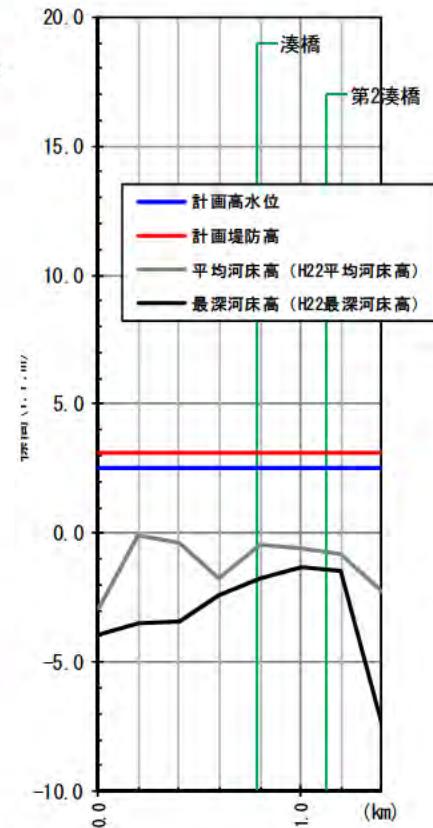
計画諸元表 (宮川 0.0k~11.6k)



計画諸元表 (五十鈴川 0.0k~3.2k)



計画諸元表 (勢田川 0.0k~6.1k)



計画諸元表 (大湊川 0.0k~1.7k)